

福岡市の環境施策

第3章 計画の推進

第3章 計画の推進

推進体制	内容	R2年度実績	局・区	課
福岡市環境審議会	環境基本法第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、「福岡市環境審議会」を設置しています。	・総会：1回 (R2.11.2) ・循環型社会構築部会：2回 (R2.9.15、R3.3.29) ・地球温暖化対策部会：1回 (R3.2.9)	環境局	環境政策課
福岡市環境調整会議	本市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案及び実施するにあたっての調整、その他環境への配慮の推進に関する総合的調整等を行うため、「福岡市環境調整会議」を設置しています。	・福岡市環境調整会議(1回) (R1.12.12) ・福岡市環境調整会議幹事会(1回) (R2.3.30 書面開催)	環境局	環境政策課
福岡都市圏環境行政推進協議会	福岡都市圏の環境行政をより効果的・効率的に推進していくため、福岡都市圏17市町一体の取組みとして行うべき事業に関し、施策の検討・推進を図っています。	・総会、幹事会、情報交換会の開催、エコバッグ等の啓発用品の共同購入を実施 総会：1回(R2.5.20) 幹事会：1回(R2.5.13) 情報交換会：1回(R2.12.8)	環境局	環境政策課
福岡市環境教育・学習計画推進協議会	学識経験者、市民、市民団体、事業者、行政(教育委員会等)からなる「福岡市環境教育・学習計画推進協議会」を設置し、施策の実施状況の報告や情報・意見の交換を行うとともに、今後の環境教育・学習に関する施策の検討を行い、環境教育・学習計画を推進しています。	・福岡市環境教育・学習計画推進協議会 (R2.10.9)	環境局	環境政策課
福岡市地球温暖化対策実行計画協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画の策定に関する協議を行うため、「福岡市地球温暖化対策実行計画協議会」を設置しています。	・福岡市地球温暖化対策実行計画協議会 (R2.8.17、R2.12.25)	環境局	環境・エネルギー対策課
福岡市温暖化対策推進会議	「脱炭素社会」の実現をめざし、本市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「福岡市温暖化対策推進会議」を設置しています。	・福岡市温暖化対策推進会議(R2.5.27) ・脱炭素社会推進部会(R2.9.30 書面開催、R2.12.18) ・適応推進部会(R2.6.26) ・熱中症対策部会(R2.11.30)	環境局	環境・エネルギー対策課
福岡市地球温暖化対策市民協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化対策に向けた積極的な実践活動を推進することを目的に、さまざまな活動を行っています。	・福岡市地球温暖化対策市民協議会会員数：132団体(R3年3月末現在) ・総会の開催(書面)(R2.6.2) ・環境フェスティバルふくおか2020への出展 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止 ・協議会として下記の4事業を実施 ①住宅用エネルギーシステム導入促進事業 ②次世代自動車普及促進事業(電気自動車購入等助成)(次世代自動車展示・試乗会 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止) ③ECOチャレンジ応援事業(交通系ICカードポイント付与) ④地球温暖化対策シンポジウムの開催 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止	環境局	環境・エネルギー対策課
博多湾環境保全計画推進委員会	「博多湾環境保全計画(第二次)」の着実な推進を図るために「博多湾環境保全計画推進委員会」において、計画の進行管理、施策の効果の評価及び新たな対策の検討などを行っています。 ＜計画目標等＞ 博多湾の将来像 “生きものが生まれ育つ博多湾”	・博多湾環境保全計画推進委員会 (R2.8.4、R2.12.23)	環境局	環境調整課
循環のまち・ふくおか推進会議	市民、事業者、行政が一体となって循環型社会に向けた活動を推進するための具体的な行動を協議するとともに、情報や意見の交換を通じて全市的な実践活動の展開を図っています。 ＜計画目標等＞ 会議で情報・意見の交換を行い、地域でのごみ減量・リサイクルの実践活動に生かし、校区の特性に応じた活動を行う。	・循環のまち・ふくおか推進会議 書面開催(R3.3.5) ・区における循環型社会に向けた活動に関する連絡会議の開催 ・校区における循環型社会に向けた活動の推進	環境局	家庭ごみ減量推進課